

自動運転車で起きた交通事故、責任を負うのは誰か

先日カーシェアリングで借りたクルマは、センターラインに寄りすぎると、車線が維持されないと、修正のためステアリングに自動介入する「車線維持アシスト」が搭載された「サポカー(運転支援車)」でした。

自動運転を実用化した、こうした安全サポート装置は他にも、前方の自動車や歩行者などを検知して、運転者にブレーキ操作を促す「衝突被害軽減ブレーキ」、駐車時に運転者が設定した駐車枠に収まるよう自動でハンドル操作を行う「パーキングアシスト」などがあり、すでに多くのクルマに搭載されています。

公共交通機関でも、自動運転技術の本格的な活用が進められつつあります。わが国の乗合バスの年間輸送人員数は、ピークだった1970年から2019年には6割減となるなど、地方の公共交通が衰退する中、自動運転による無人路線バスの公道走行を可能にする道路交通法改正案が、4月19日に国会で可決しました。

自動運転化が進むことで、くらしの安全性や利便性が高められ、さまざまな社会課題の解決にも繋がるのが期待されますが、一方でそこには、技術的、法律的、社会的な課題も山積しており、官民を挙げた取り組みが進められているところです。

その一つに、自動運転車で起きた交通事故の損害賠償責任がどこにあるのかを明確にすることも含まれます。今回は、自動運転化のレベルに対応して整理された、賠償責任の現時点での考え方について解説します。

●自動運転レベルは「6段階」

政府は、自動運転技術をシステム関与の度合いに応じて「レベル0~5」の6段階としている米国自動車技術者協会(SAE)の定義を採用しています。

すべての操作を運転者が行い、シ

ステム関与がないクルマは「レベル0」です。冒頭で述べたサポカーは、一部操作にシステムが関与しますが、操作主体は運転者で、「レベル1」ないし「レベル2」に該当します。

一方、「レベル3」に該当するクルマは操作主体がシステムになります。2021年3月にレベル3の乗用車が世界に先駆けて発売された日本では、すでに公道走行が可能ですが、現行法上は渋滞時の高速道路に限定した自動運転にとどまり、緊急時など必要に応じ運転者が運転に戻る条件付き。自動運転中を除き、クルマの操作主体はやはり運転者です。

限定された領域で、緊急対応も含めたすべての操作をシステムが行うのが「レベル4」。前述の無人路線バスなど、過疎地等で求められる運転手不要の公共交通車両が該当し、操作主体はシステムになります。2025年度の実現に向け、2021年度から産業界による実証実験が各地で行われているところです。

ちなみに、「レベル5」は運転者が関与せず、運転領域も限定されない完全自動運転です。

●責任の所在にかかわらず自賠責保険・自動車保険で救済される

レベル3以降は操作主体がシステムとなり、運転者に起因する事故が防げる一方、システム欠陥やハッキングで事故が起こる可能性も生じます。しかし、事故の責任所在が複雑化したり、事故原因の明確化に時間がかかったりして、被害者の迅速な救済に遅れが出てはなりません。そこで国交省に設置された専門家会議では、当面をレベル0~4までのクルマが混在する過渡期とし、レベル1~4のクルマの事故時の責任を整理しています。

同会議の報告書によれば、システムが原因の自動車事故で他人を死傷

させた場合も、自賠法に基づく損害賠償責任を運転者等に負わせて被害者を救済するとしています。つまり、どのような事故であっても、現行の自賠責保険の枠組みで対応されます。

ただし、システム欠陥など、本来メーカー等が責任を負うべき事故については、保険金を負担した保険会社がメーカー等に事後的に求償を行うしくみを検討するのが適当としています。

自賠責保険を超える賠償については、運転者が責任を負う事故であれば、自動運転車でも対人・対物賠償責任保険など任意保険でこれまで通り損害が補償されます。さらに、運転者に責任のないシステム欠陥やハッキングなどの事故であっても、現在の自動車保険には「被害者救済費用等補償特約」が自動付帯されており、被害者は運転者の自動車保険で補償を受けられます(補償は対人・対物賠償保険金額が限度)。当面の自動運転レベルでは、自動車保険の加入が引き続き必要です。

改正道路交通法では、運転者の介入なしに自動運転車を安全に自動停止できるレベル4相当の運行を「特定自動運行」と新たに定義し、通常の運転の定義から除くとしています。

現時点では、レベル4相当のクルマによる事故でも自賠責保険や自動車保険で補償されるのは前述の通りですが、今後を見据え、損保会社や自動車メーカーは、メーカーの賠償責任を補償するための新たな自動車保険の開発に取り組み始めています。

●完全自動運転で交通事故は消滅か

現在起きている交通事故は、その9割以上が運転者の過失に起因します。レベル5が普及すれば、現状で起きている運転者起因の交通事故はほぼ防げるようになるとみられます。実現はまだ先ですが、そのときの自動車保険のあり方は、これまでと大きく変わることになるでしょう。

(クルー 清水香)